

## 役員等報酬および費用弁償規定

### (目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人山栄会(以下「法人」という。)の役員および評議員(以下「役員」という。)の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

### (報 酬)

第2条 法人は役員に対して、その職務に応じて報酬を支給する。

2 前項の理事長の額は、年額1,000万円以下とする。

### (支 給 日)

第3条 報酬は、毎月25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

### (費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席ため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員の居住地から交通費の実費額とする。

3 日当は理事会、評議員会は5,000円とし、研修などは1日10,000円とする。宿泊料は実費額とする。

4 理事長の秋田からの通勤手当は別途定めるものとする。

### (改 正)

第5条 この規定の改正については、理事会の議決を要する。

### 付 則

この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。